

はじめての

事業主の皆さまへ

電子申請利用 セミナー



電子申請利用の準備ってどうするの？電子申請って難しいの？…
などといったお悩みをセミナーに参加して解決しませんか。
大阪労働局から委嘱された**雇用保険電子申請アドバイザー**が電子申
請導入時のポイントを説明します！！

●日 時 : 令和8年**10月16日(金)** 14:00～15:00
説明終了後、個別質問・相談が可能です。

●場 所 : ハローワーク大阪西 3階大会議室

●対 象 : 電子申請利用を今後検討している、または
興味のある管内事業所

●定 員 : 30社（原則1社1名）先着順（定員になり次第受付終了）

●携行品 : 筆記用具

●参加方法 : 予約制（お電話または窓口）
電話番号 **06-6582-5271**（部門コード21#）

●問合せ先 : ハローワーク大阪西 雇用保険適用課
〒552-0011
大阪市港区南市岡1-2-34
開庁時間 8:30～17:15
（雇用保険適用窓口の受付時間は 8:30～16:00）

雇用保険 電子申請 Q & A

● 電子申請の利用可能時間は？

原則として、24時間365日利用可能です。
夜間や休日など、いつでも申請できます。

● 電子申請を行った場合、処理完了までに要する日数は？

離職票や継続給付2回目以降の手続きについては、**通常1～2営業日内**に処理が完了します。その他の手続きについても、通常は1～5営業日以内で処理が完了します。

(郵送だと、受理から発送までおおむね10営業日かかります)

※ただし、申請内容によっては数日かかる場合があります。

● 電子申請可能な手続きは？

- ・雇用保険被保険者資格取得届・喪失届（離職証明書を含む）
- ・育児休業等給付（出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金）
- ・高年齢雇用継続給付
- ・事業所各種変更届 など主な手続きが電子申請可能です。

● 電子申請を始めたら、すべて電子申請での届出になりますか？

すべての手続きを電子申請でしなくても構いません。

- ・資格取得届は電子申請で行い、離職票交付などは窓口で相談しながら手続きをする。
- ・雇用継続給付の受給資格確認は窓口で手続きを行い、2回目以降の支給申請は電子申請で行う。

など、使い分けて利用いただくことも可能です。

(資本金が1億円を超える事業所を除く)